

# 特別養護老人ホーム ひかり苑 利用料金表 (1割負担概算)

★令和6年8月より(介護度1又は2の方は特例入所のみです)

## ●介護度別サービス利用料(多床室)

地域区分：5級地(1単位あたり10.45円)

一日のサービス利用料目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 給付 対象	介護福祉施設 サービス費(I)	616円	689円	765円	838円	911円
	看護体制加算(I)口			5円		
	夜勤職員配置加算(I)口			14円		
	日常生活継続支援加算(I)			38円		
	口腔衛生管理加算(I)(該当者のみ)			94円/月		
	初期加算(該当者のみ)	入所後、30日間又は30日を超える病院への入退院後に戻られた場合は30日間に限り、一日につき32円加算されます。				
	安全体制対策加算(入所時のみ)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合の加算。入所時初日に21円加算されます。				
	療養食加算(該当者のみ)	医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合、一食につき7円が加算されます。(一日3回まで)				
	看取り介護加算(I・該当者のみ)	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がないと診断した利用者に対して死亡日の以前31日以上45日以下については一日につき76円、死亡日の以前4日以上30日以下については一日につき151円、死亡日の前日及び前々日については一日につき711円、死亡日については1,338円加算されます。				
	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供の加算。一日につき126円加算されます。				
	介護職員等処遇改善加算(I)	サービス単位数と上記のうち該当する加算を加えた総単位の14.0%が加算されます。				

介護 給付 対象 外	居住費	第1段階	0円
		第2段階	430円
		第3段階①②	430円
		上記以外の方	915円
		食費	第1段階
	第2段階		390円
	第3段階①		650円
	第3段階②		1,360円
	上記以外の方		1,700円
	日用品費		300円

30日利用時のおおよその目安	以下の金額に上記各処遇改善加算等は含みません。				
第1段階	9,000+a円	9,000+a円	9,000+a円	9,000+a円	9,000+a円
第2段階	53,790円	55,980円	58,260円	60,450円	62,640円
第3段階①	61,590円	63,780円	66,060円	68,250円	70,440円
第3段階②	82,980円	85,080円	87,360円	89,550円	91,740円
上記以外の方	107,640円	109,830円	112,110円	114,300円	116,490円

★ 上記料金は計算方法により誤差が生じます。ご了承下さい。  
 介護サービス費は介護保険が適用になりますが、居住費・食費は介護保険外の自己負担になります。  
 なお、第1段階の+aは市役所の決定する負担金額になります。

### 【その他の介護サービス費】

〈外泊時費用〉ご利用者が自宅等における外泊をされた場合は一月に6日を限度として頂きます。ただし、外泊初日と最終日は頂きません。またその間ショートとして居室利用した場合にも頂きません。1日257円になります。

●介護度別サービス利用料（従来型個室）

地域区分：5級地（1単位あたり10.45円）

一日のサービス利用料目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護給付対象	介護福祉施設 サービス費(Ⅰ)	616円	689円	765円	838円	911円
	看護体制加算(Ⅰ)□	5円				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)□	14円				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	38円				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)（該当者のみ）	94円/月				
	初期加算（該当者のみ）	入所後、30日間又は30日を超える病院への入退院後に戻られた場合は30日間に限り、一日につき32円加算されます。				
	安全体制対策加算(入所時のみ)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合の加算。入所時初日に21円加算されます。				
	療養食加算（該当者のみ）	医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合、一食につき7円が加算されます。（一日3回まで）				
	看取り介護加算（Ⅰ・該当者のみ）	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がないと診断した利用者に対して死亡日の以前31日以上45日以下については一日につき76円、死亡日の以前4日以上30日以下については一日につき151円、死亡日の前日及び前々日については一日につき711円、死亡日については1,338円加算されます。				
	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供の加算。一日につき126円加算されます。				
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	サービス単位数と上記のうち該当する加算を加えた総単位の14.0%が加算されます。					

介護給付対象外	居住費	第1段階	380円
		第2段階	480円
		第3段階①②	880円
		上記以外の方	1,231円
	食費	第1段階	300円
		第2段階	390円
		第3段階①	650円
		第3段階②	1,360円
		上記以外の方	1,700円
	日用品費		300円

30日利用時のおおよその目安	以下の金額に上記各処遇改善加算等は含みません。				
第1段階	9,000+a円	9,000+a円	9,000+a円	9,000+a円	9,000+a円
第2段階	55,290円	57,480円	59,760円	61,590円	64,140円
第3段階①	75,090円	77,280円	79,560円	81,750円	83,940円
第3段階②	96,390円	98,580円	100,860円	103,050円	105,240円
上記以外の方	117,120円	119,310円	121,590円	123,780円	125,970円

- ★ 上記料金は計算方法により誤差が生じます。ご了承下さい。  
 介護サービス費は介護保険が適用になりますが、居住費・食費は介護保険外の自己負担になります。  
 なお、第1段階の+aは市役所の決定する負担金額になります。

【その他の介護サービス費】

（外泊時費用）ご利用者が自宅等における外泊をされた場合は一月に6日を限度として頂きます。ただし、外泊初日と最終日は頂きません。またその間ショートとして居室利用した場合にも頂きません。1日257円になります。

# 特別養護老人ホーム ひかり苑 利用料金表 (2割負担概算)

★令和6年8月より(介護度1又は2の方は特例入所のみです)

## ●介護度別サービス利用料(多床室)

地域区分：5級地(1単位あたり10.45円)

1日のサービス利用料目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 給付 対象	介護福祉施設 サービス費(Ⅱ)	1,231 円	1,378 円	1,530 円	1,676 円	1,821 円
	看護体制加算(Ⅰ)口	9 円				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	28 円				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	76 円				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)(該当者のみ)	189 円/月				
	初期加算(該当者のみ)	入所後、30日間又は30日を超える病院への入退院後に戻られた場合は30日間に限り、一日につき63円加算されます。				
	安全体制対策加算(入所時のみ)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合の加算。入所時初日に42円加算されます。				
	療養食加算(該当者のみ)	医師の発行する食事箋に基づき療養食を提供した場合、一食につき13円が加算されます。(一日3回まで)				
	看取り介護加算(Ⅰ・該当者のみ)	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がないと診断した利用者に対して死亡日の以前31日以上45日以下については一日につき151円、死亡日の以前4日以上30日以下については一日につき301円、死亡日の前日及び前々日については一日につき1,422円、死亡日については2,676円加算されます。				
	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供の加算。一日につき251円加算されます。				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	サービス単位数と上記のうち該当する加算を加えた総単位の14.0%が加算されます。					

介護 給付 対象 外	居住費(一日につき)	915 円
	食事(一日につき)	1,700 円
	日用品費(一日につき)	300 円

30日利用時のおおよその目安	以下の金額に上記各処遇改善加算等は含みません。				
		127,770 円	132,180 円	136,740 円	141,120 円

★ 上記料金は計算方法により誤差が生じます。ご了承下さい。

介護サービス費は介護保険が適用になりますが、居住費・食費は介護保険外の自己負担になります。

### 【その他の介護サービス費】

〈外泊時費用〉ご利用者様が自宅等における外泊をされた場合は一月に6日を限度として頂きます。ただし、外泊初日と最終日は頂きません。またその間ショートとして居室利用した場合にも頂きません。1日515円になります。

●介護度別サービス利用料（従来型個室）

地域区分：5級地（1単位あたり10.45円）

1日のサービス利用料目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 給付 対象	介護福祉施設 サービス費(Ⅰ)	1,231 円	1,378 円	1,530 円	1,676 円	1,821 円
	看護体制加算(Ⅰ)口	9 円				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	28 円				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	76 円				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ) (該当者のみ)	189 円/月				
	初期加算 (該当者のみ)	入所後、30日間又は30日を超える病院への入退院後に戻られた場合は30日間に限り、一日につき63円加算されます。				
	安全体制対策加算(入所時のみ)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合の加算。入所時初日に42円加算されます。				
	療養食加算 (該当者のみ)	医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合、一食につき13円が加算されます。(一日3回まで)				
	看取り介護加算 (Ⅰ・該当者のみ)	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がないと診断した利用者に対して死亡日の以前31日以上45日以下については一日につき151円、死亡日の以前4日以上30日以下については一日につき301円、死亡日の前日及び前々日については一日につき1,422円、死亡日については2,676円加算されます。				
	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供の加算。一日につき251円加算されます。				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	サービス単位数と上記のうち該当する加算を加えた総単位の14.0%が加算されます。					

介護 給付 対象 外	居住費 (一日につき)	1,231 円
	食事 (一日につき)	1,700 円
	日用品費 (一日につき)	300 円

30日利用時のおおよその目安	以下の金額に上記各処遇改善加算等は含みません。				
		137,250 円	141,660 円	146,220 円	150,600 円

★ 上記料金は計算方法により誤差が生じます。ご了承下さい。

介護サービス費は介護保険が適用になりますが、居住費・食費は介護保険外の自己負担になります。

【その他の介護サービス費】

〈外泊時費用〉ご利用者が自宅等における外泊をされた場合は一月に6日を限度として頂きます。ただし、外泊初日と最終日は頂きません。またその間ショートとして居室利用した場合にも頂きません。1日515円になります。

# 特別養護老人ホーム ひかり苑 利用料金表 (3割負担概算)

★令和6年8月より(介護度1又は2の方は特例入所のみです)

## ●介護度別サービス利用料(多床室)

地域区分：5級地(1単位あたり10.45円)

1日のサービス利用料目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 給 付 対 象	介護福祉施設 サービス費(Ⅱ)	1,847円	2,066円	2,295円	2,514円	2,731円
	看護体制加算(Ⅰ)□	13円				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)□	41円				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	113円				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ)(該当者のみ)	283円/月				
	初期加算(該当者のみ)	入所後、30日間又は30日を超える病院への入退院後に戻られた場合は30日間に限り、一日につき94円加算されます。				
	安全体制対策加算(入所時のみ)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合の加算。入所時初日に63円加算されます。				
	療養食加算(該当者のみ)	医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合、一食につき19円が加算されます。(一日3回まで)				
	看取り介護加算(Ⅰ・該当者のみ)	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がないと診断した利用者に対して死亡日の以前31日以上45日以下については一日につき226円、死亡日の以前4日以上30日以下については一日につき452円、死亡日の前日及び前々日については一日につき2,132円、死亡日については4,013円加算されます。				
	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供の加算。一日につき377円加算されます。				
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	サービス単位数と上記のうち該当する加算を加えた総単位の14.0%が加算されます。					

介護 給 付 対 象 外	居住費(一日につき)	915円
	食事(一日につき)	1,700円
	日用品費(一日につき)	300円

30日利用時のおおよその目安	以下の金額に上記各処遇改善加算等は含みません。				
		147,870円	154,440円	161,310円	167,880円

↑ 上記料金は計算方法により誤差が生じます。ご了承下さい。  
介護サービス費は介護保険が適用になりますが、居住費・食費は介護保険外の自己負担になります。

### 【その他の介護サービス費】

〈外泊時費用〉ご利用者様が自宅等における外泊をされた場合は一月に6日を限度として頂きます。ただし、外泊初日と最終日は頂きません。またその間ショートとして居室利用した場合にも頂きません。1日772円になります。

●介護度別サービス利用料（従来型個室）

地域区分：5級地（1単位あたり10.45円）

1日のサービス利用料目安		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 給付 対象	介護福祉施設 サービス費(Ⅰ)	1,847 円	2,066 円	2,295 円	2,514 円	2,731 円
	看護体制加算(Ⅰ)口	13 円				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	41 円				
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	113 円				
	口腔衛生管理加算(Ⅰ) (該当者のみ)	283 円/月				
	初期加算 (該当者のみ)	入所後、30日間又は30日を超える病院への入退院後に戻られた場合は30日間に限り、一日につき94円加算されます。				
	安全体制対策加算(入所時のみ)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合の加算。入所時初日に63円加算されます。				
	療養食加算 (該当者のみ)	医師の発行する食事箋に基づく療養食を提供した場合、一食につき19円が加算されます。(一日3回まで)				
	看取り介護加算 (Ⅰ・該当者のみ)	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込がないと診断した利用者に対して死亡日の以前31日以上45日以下については一日につき226円、死亡日の以前4日以上30日以下については一日につき452円、死亡日の前日及び前々日については一日につき2,132円、死亡日については4,013円加算されます。				
	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の入所者ごとに個別の担当者を定め、特性やニーズに応じたサービス提供の加算。一日につき377円加算されます。				
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	サービス単位数と上記のうち該当する加算を加えた総単位の14.0%が加算されます。					

介護 給付 対象 外	居住費 (一日につき)	1,231 円
	食事 (一日につき)	1,700 円
	日用品費 (一日につき)	300 円

30日利用時のおおよその目安	以下の金額に上記各処遇改善加算等は含みません。				
		157,350 円	163,920 円	170,790 円	177,360 円

- ▲ 上記料金は計算方法により誤差が生じます。ご了承下さい。
- 介護サービス費は介護保険が適用になりますが、居住費・食費は介護保険外の自己負担になります。

【その他の介護サービス費】

〈外泊時費用〉ご利用者が自宅等における外泊をされた場合は一月に6日を限度として頂きます。ただし、外泊初日と最終日は頂きません。またその間ショートとして居室利用した場合にも頂きません。1日772円になります。